

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 一般国道 20 号 八王子市追分歩道橋の架け替え工事に伴う夜間一時全面通行止めのお知らせ

相武国道事務所

国道 20 号八王子市追分町の歩道橋架け替え工事に伴い、歩道橋を撤去するため、夜間一時全面通行止めを行います。

1. 通行止め日時

(1 回目)平成 27 年 1 月 27 日(火) 0 時 00 分～1 時 30 分

(2 回目)平成 27 年 1 月 28 日(水) 0 時 00 分～1 時 30 分

※荒天順延(予備日は 1 月 29 日(木)及び 1 月 30 日(金)です。)

2. 通行止め箇所

一般国道 20 号(甲州街道)及び東京都道 521 号(陣馬街道)

東京都八王子市追分町地先

(1 回目)一般国道 20 号(甲州街道) 延長 約 450 メートル

(千人町交差点～追分町交差点)

(2 回目)東京都道 521 号(陣馬街道) 延長 約 400 メートル

(日吉町交差点～追分町交差点)

3. 迂回路

迂回路案内図を参照して下さい。

なお、歩道橋撤去後の歩行者の通行方法は現地の案内看板及び誘導により安全に通行して頂くようにご協力をお願いします。

工事の実施にあたり、周辺住民の方及びご通行の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願い致します。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sobu_00000147.html

2. ～既存道路空間の再配分により幅の広い上下線ごとに双方向通行可能な自転車道～ 国道 16 号相模原市清新地区の自転車道が開通します

相武国道事務所

平成 26 年 1 月から相武国道事務所にて整備を進めてきました国道 16 号相模原市中央区清新地区の自転車道が平成 27 年 1 月 26 日に完成供用します。

今回の自転車道の特徴は既存道路空間の再配分により、上下線ごとに双方向通行可能で、また、幅も 3 メートルと広い自転車道となっており、このような自転車道は首都圏では当該地区のみです。

〈一般国道 16 号自転車道開通日時〉

一部開通区間:相模原駅入口交差点～清新交差点(延長約 0.6 キロメートル)

利用開始日:平成 27 年 1 月 26 日(月) 12 時

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sobu_00000148.html

3. TEC-FORCE 活動報告会を開催します。 「～被災地に届ける安全安心と復旧への力」

関東地方整備局
企画部

TEC-FORCE 隊員は、東日本大震災、伊豆大島の土砂災害や近年の集中豪雨・大規模台風等の災害時に各地に派遣され、自治体からの要請に応え活動しています。

今後も TEC-FORCE に対して自治体の支援ニーズが高まることが考えられることから、これまで対応した各種の支援活動事例を紹介し、これからの TEC-FORCE 活動を話し合う報告会を下記のとおり開催します。

開催日時 平成 27 年 2 月 3 日(火) 14 時 00 分～17 時 20 分

開催場所 中央合同庁舎 8 号館 1 階 講堂

TEC-FORCE 活動報告会は、「これからの TEC-FORCE」をテーマに講演や活動報告を行います。

●基調講演

京都大学大学院教授 藤井聡氏 「「物語」としての TEC-FORCE」

前 国土交通省 技監 足立敏之氏 「TEC-FORCE の創設」

●活動報告

(1)広域的な大規模災害への対応(H23 年東日本大震災での活動)

(2)海外の災害への対応(H23 年タイ王国の洪水被害での活動)

(3)島嶼災害への対応(H25 年伊豆大島の土砂災害での活動)

(4)今年度 8 月豪雨による広島市の土砂災害への対応

●「これからの TEC-FORCE」国土交通省 水管理・国土保全局 防災課長

※講演・報告内容等については、変更となることがあります。

◎報告会につきましては、聴講ができます。(事前申込みが必要)

聴講には、事前登録と入館時に身分証明証が必要となりますので、下記アドレスをご確認願います。

【聴講(一般の方)の事前申込アドレス】

《http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000262.html》

【報道関係者の事前申込】

取材を希望される方は、会場の関係で事前登録が必要となります。1 月 27 日(火)までに所定の取材申込書(本文資料(PDF)別紙)にて FAX でお申し込み願います。

《TEC-FORCE は、平成 25 年 10 月伊豆大島土砂災害等の大規模災害の発生時の迅速な活動が評価され平成 26 年 12 月 10 日に、人事院総裁賞(職域部門)を受賞しました。》

詳しくは、関東地方整備局ホームページ、関東地方整備局 Facebook でご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000262.html 関東地方整備局 HP

<https://ja-jp.facebook.com/ktr.mlit.go.jp> 関東地方整備局 Facebook

4. ハッ場ダム本体建設工事起工式の開催について

ハッ場ダム工事事務所

ハッ場ダム本体建設工事起工式を下記のとおり開催しますのでお知らせ致します。

記

- 1.日時 平成 27 年 2 月 7 日(土) 11 時 00 分～(受付開始は 10 時 30 分～)
- 2.場所 長野原町総合運動場 若人の館(本文資料(PDF)別図のとおり)
群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋 292
- 3.主催 国土交通省関東地方整備局
- 4.式典概要 挨拶、来賓祝辞、くす玉開披 等

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yanba_00000044.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 平成 27 年度国土交通省予算決定概要について

平成 27 年度予算案については、平成 27 年 1 月 14 日閣議決定されましたのでお知らせします。

平成 27 年度国土交通省予算は、国費総額一般会計 5 兆 7,887 億円、東日本大震災復興特別会計 6,966 億円を計上しております。

昨年 8 月の広島県豪雨災害に見られるような大規模化・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震等に備えるための防災・減災対策とともに、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化対策が喫緊の課題となっていること、さらに、政府全体で取り組んでいる「地方の創生」や、成長著しいアジア諸国との都市間競争に勝ち抜くための成長戦略の具体化が重要な課題であるとの認識の下、平成 27 年度予算については、「東日本大震災からの復興加速」、「国民の安全・安心の確保」、「地域の活性化」及び「成長戦略の具体化」の 4 分野に重点化し、施策の効果の早期実現を図るものです。

[平成 27 年度国土交通省関係予算のポイント【PDF 形式】](#) 

[平成 27 年度予算決定概要【PDF 形式】](#) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003836.html

2. 平成 27 年度国土交通省税制改正要望の結果概要について

平成 27 年度国土交通省税制概要については、平成 26 年 12 月 30 日、平成 27 年度税制改正大綱が決定されたことに伴い、国土交通省の要望事項に関する結果概要について、別添のとおりとりまとめましたのでお知らせいたします。

添付資料

[平成 27 年度国土交通省税制改正概要](#) (PDF 形式) 

[平成 27 年度税制改正 問合せ先一覧](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08_hh_000083.html

3. 平成 26 年度国土交通省関係補正予算の概要について

平成 26 年度補正予算について、平成 27 年 1 月 9 日概算閣議決定されましたのでお知らせします。

国土交通省関係補正予算は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、「現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援」、「地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化」「災害復旧など災害・危機等への対応」の 3 分野を対象として必要な経費を積み上げて計上（補正予算国費総額 5, 4 5 1 億円）したものです。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000116.html

4. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」について（閣議決定）

標記政令について平成 27 年 1 月 9 日閣議決定されましたので、お知らせ致します。

1. 背景

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 109 号。以下「改正法」という。）が平成 26 年 11 月 19 日に公布されたところである。

改正法は公布後 2 月以内の政令で定める日から施行することとされており、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」（平成 13 年政令第 84 号）等の一部を改正する。

2. 概要

(1)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法の規定の施行期日を、平成 27 年 1 月 18 日とする。

(2)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

改正法によって必然的に改正を必要とする関係政令の規定について、条項ずれを修正する等形式的な改正を行う。

3. スケジュール.


公布 : 平成 27 年 1 月 15 日(火)

施行 : 平成 27 年 1 月 18 日(日)


添付資料


[報道発表資料](#) (PDF 形式:101KB) 

[【期日令】要綱](#) (PDF 形式:39KB) 

[【期日令】本文・理由](#) (PDF 形式:41KB) 


[【期日令】法律要綱](#) (PDF 形式:87KB) 

[【期日令】参照条文](#) (PDF 形式:43KB) 

[【整理政令】要綱](#) (PDF 形式:40KB) 

[【整理政令】本文・理由](#) (PDF 形式:71KB) 

[【整理政令】新旧](#) (PDF 形式:176KB) 

[【整理政令】参照条文](#) (PDF 形式:209KB) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000852.html

5. 建築士法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令及び建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令について

標記政令について平成 27 年 1 月 16 日閣議決定されましたので、お知らせ致します。

1. 背景

建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)等関係政令について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

(1)構造計算適合判定資格者検定の創設関係

検定の受検資格である実務経験として、構造設計の業務、確認審査の業務(構造関係の審査の業務を含むものに限る。)等を定める。

(2)構造計算適合性判定の対象の見直し関係

構造計算に関する高度の専門知識等を有する建築主事等が確認審査をした場合に構造計算適合性判定が不要となる構造計算の基準として、比較的容易な構造計算の基準(いわゆるルート2)を定める。

(3)木造関連基準の見直し関係

1. 大規模の建築物を区画する壁等の性能に関する技術的基準

(ア)壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、非損傷性・遮熱性・遮炎性を有することを定める。

(イ)壁等以外の部分が倒壊しても壁等が倒壊しないことを定める。

(ウ)壁等で区画された部分から屋外に出た火災による他の区画への延焼を防止できることを定める。

2. 多数の者が利用する特殊建築物等の主要構造部及び防火設備に関する技術的基準

(ア)主要構造部の性能として、通常の火災による火熱が加えられた場合に特定避難時間非損傷性・遮熱性・遮炎性を有すること、又は従来どおり耐火性能等を有することを定める。

(イ)防火設備の設置を求める外壁の開口部として、周囲や、当該建築物の他の外壁の開口部から延焼するおそれがあるものを定め、防火設備の性能として、通常の火災による火熱が加えられた場合に 20 分間屋内への遮炎性を有することを定める。

(4)その他

その他所要の改正を行うとともに、改正法の施行期日を平成 27 年 6 月 1 日(月)とする。


3. スケジュール

閣議決定：平成27年1月16日（金）


公 布：平成27年1月21日（水）


施 行：平成27年6月 1日（月）

添付資料

[【報道発表】建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令について](#) (PDF 形式：125KB) 


[【期日令】要綱](#) (PDF 形式：35KB) 

[【期日令】本文・理由](#) (PDF 形式：38KB) 

[【期日令】参照条文](#) (PDF 形式：50KB) 

[【期日令】法律要綱](#) (PDF 形式：149KB) 

[【本体】要綱](#) (PDF 形式：89KB) 

[【本体】本文・理由](#) (PDF 形式：150KB) 

[【本体】新旧](#) (PDF 形式：334KB) 

[【本体】参照条文](#) (PDF 形式：934KB) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000526.html

6. 建築士法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令及び建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令について

標記政令について平成27年1月16日閣議決定されましたので、お知らせ致します。

1. 背景

建築士法の一部を改正する法律（平成26年法律第92号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、建築士法施行令（昭和25年政令第201号）等関係政令について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

(1) 情報通信技術を利用する場合の手続規定等の整備

改正法第22条の3の3の規定による書面による契約締結の際に、書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する場合の手続を整備する。

(2) 一括再委託の禁止対象等の変更に係る政令の規定の削除

改正法第24条の3第2項の規定により、一括再委託の禁止対象等を変更し、禁止範囲を拡大するとともに、政令委任を廃止したことに伴い、一括再委託の禁止対象等について定める政令の規定を削除する。

(3) その他

その他所要の改正を行うとともに、改正法の施行期日を平成27年6月25日(木)とする。


3. スケジュール

閣議決定：平成27年1月16日(金)


公 布：平成27年1月21日(水)


施 行：平成27年6月25日(木)


添付資料

[【報道発表】建築士法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令及び建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令について](#) (PDF 形式：107KB) 


[【期日令】要綱](#) (PDF 形式：34KB) 

[【期日令】本文・理由](#) (PDF 形式：38KB) 

[【期日令】参照条文](#) (PDF 形式：38KB) 

[【期日令】法律要綱](#) (PDF 形式：106KB) 

[【本体】要綱](#) (PDF 形式：43KB) 

[【本体】本文・理由](#) (PDF 形式：54KB) 

[【本体】新旧](#) (PDF 形式：73KB) 

[【本体】参照条文](#) (PDF 形式：167KB) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000527.html

7. 「新たな国土形成計画（全国計画）中間整理」の公表について

「国土形成計画」（全国計画）の改定については、昨年9月に国土審議会に設置された計画部会において審議をいただいております。

このたび、計画部会において、計画の基本的考え方の論点を整理し、「新たな国土形成計画（全国計画）中間整理」としてとりまとめられましたので、お知らせします。

「新たな国土形成計画（全国計画）」は、昨年7月に公表した「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえ、急激な人口減少、巨大災害の切迫等国土に係る状況の大きな変化に対応した、今後10年間の国土づくりの基本的方針等を示すものです。


今後、この中間整理で示した論点を文章化した「中間とりまとめ」を行い、本年夏頃の最終報告とりまとめを予定しています。

※国土審議会計画部会の開催概要は国土交通省ホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_kokudo_keikaku.html

添付資料

[報道発表_新たな国土形成計画\(全国計画\)中間整理の公表について](#) (PDF形式) 

[新たな国土形成計画\(全国計画\)中間整理 概要](#) (PDF形式) 

[新たな国土形成計画\(全国計画\)中間整理](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。


http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku01_hh_000063.html

8. 「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」の公表について

この度、「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」をとりまとめましたので、お知らせします。

今回のとりまとめは、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しているという状況、あるいは、大規模な火山噴火がいつ起きてもおかしくないという状況を、「新たなステージ」として捉え、それに対応するための今後の検討の方向性について、とりまとめたものです。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[【概要】新たなステージに対応した防災・減災のあり方](#) (PDF 形式 : 274KB) 

[【本文】新たなステージに対応した防災・減災のあり方](#) (PDF 形式 : 376KB) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000855.html

◆◆地域の動き◆◆

道路除雪訓練について

関東地方整備局 高崎河川国道事務所

1. 概要

平成26年2月14～15日にかけて発生した記録的な大雪による災害を教訓に、平成26年7月、群馬県内の道路管理者や関係機関で構成される「群馬県道路除雪会議」を設置し、同年11月には「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」を策定しました。

この度、実際に雪が降りしきる中、行動計画に基づき大雪時の実際の行動イメージの共有・確実な実施を目的とした実動訓練を実施しました。

2. 道路除雪訓練

日 時:平成26年12月16日(火) 13時30分～15時まで

場 所:群馬県安中市松井田町横川(碓氷峠鉄道文化むら駐車場)

参加機関:国土交通省高崎河川国道事務所、群馬県、安中市、群馬県警察本部、群馬県建設業協会、NEXCO東日本、国土交通省長野国道事務所

実施項目:①国道18号碓氷バイパス通行規制訓練②除雪車両広域移動訓練③管理者を超えた除雪(指示・命令)訓練④立ち往生車両排除訓練⑤情報提供訓練

3. 訓練内容

訓練は、気象庁から県内に大雪警報が発令され、「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づき、平時の除雪体制から大雪時の除雪体制に移行することを想定して行いました。

① 国道18号碓氷バイパス通行規制訓練(写真-1)

碓氷バイパスの積雪量が20cmとなり、今後の積雪状況によっては立ち往生車両が発生するおそれがあることから、集中的な除雪作業を実施するため、警察と連携して、5分間の全面通行止めを実施しました。

② 除雪車両広域移動訓練(写真-2)

県北部から除雪機械の少ない県南部への移動配備するため、県北部の県中之条土木事務所から除雪トラック1台、県沼田土木事務所から小型ロータリー除雪車1台、沼田支所から除雪グレーダー1台、ロータリー除雪車1台、除雪トラック1台の計5台の広域移動を行いました。

③ 管理者を超えた除雪(指示・命令)訓練

各機関が除雪車の応援・移動、道路状況や交通規制などの情報を連絡し合い、必要な指示・

命令をロールプレイング形式で実施しました。

④ 立ち往生車両排除訓練(写真-3)

改正災害対策基本法に基づく車両移動の手順を確認しながら、ロックがかかった乗り捨てられたトラックをプラウ付散水車で牽引して移動させました。

⑤ 情報提供訓練

道路の通行状況・渋滞状況等をリアルタイムかつ統一的に情報提供するため、日本道路交通情報センターの「災害情報提供サービス」の活用や道路情報板、ホームページ、ツイッターの活用などを紹介しました。

なお、訓練には、群馬県建設業協会の「環境すみずみパトロール隊」により、通行規制訓練時に「除雪作業時の協力と雪道対策」のパンフレットを配布する啓蒙活動を実施しました。(写真-4、5)

4. おわりに

当日は、実際に雪が降りしきる中で国、県、市、警察等の連携による訓練が行われ、行動イメージの共有が図られました。今後とも関係機関の連携を強化して、円滑な除雪を行ってまいります。



雪の降る中、信太事務所長の訓練開始宣言



国道18号碓氷バイパス通行規制訓練(写真-1)



除雪車両広域移動訓練(写真-2)



立ち往生車両排除訓練(写真-3)



群馬県建設業協会の「環境すみずみ隊」(写真-4)



「環境すみずみ隊」による啓蒙活動(写真-5)